

## 令和3年知多北部広域連合議会第2回定例会会議録目次

8月27日

会議録署名議員の指名	4
会期について	5
例月出納検査結果報告（5月分～6月分）	5
一般質問	5
選任副広域連合長の選任について	13
令和2年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	14
令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	14
知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	28
知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	29
令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	31
令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	31
知多北部広域連合議会会議規則の一部改正について	34

## 知多北部広域連合議会会議録（第75号）

### 1 招集年月日

令和3年8月27日（金） 午前9時30分

### 2 招集の場所

東海市役所 全員協議会室

### 3 応招議員（16人）

1番	田中雅章	2番	川崎一
3番	早川康司	4番	近藤美保子
5番	早川高光	6番	野北孝治
7番	森山守	8番	国本礼子
9番	勝崎泰生	10番	藤井貴範
11番	伊藤清一郎	12番	林正則
13番	山下享司	14番	向山恭憲
15番	水野久子	16番	米村佳代子

### 4 不応招議員

なし

### 5 開閉の日時

開会 令和3年8月27日 午前 9時30分

閉会 令和3年8月27日 午前11時41分

### 6 出席議員

応招議員と同じである。



10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 4	例月出納検査結果報告（5月分～6月分）	
4		一般質問	
5	同意 2	選任副広域連合長の選任について	
6	認定 1	令和2年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
7	” 2	令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
8	議案 5	知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	
9	” 6	知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	
10	” 7	令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	
11	” 8	令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
12	議員提出議案 1	知多北部広域連合議会会議規則の一部改正について	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月27日 午前9時30分 開会)

議長（田中雅章）

皆さん、おはようございます。

早朝より御出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりました。ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから令和3年知多北部広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

---

議長（田中雅章）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（花田勝重）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会におきましては、選任副広域連合長の選任についてをはじめ、令和2年度決算の認定、条例案2件、令和3年度補正予算についての議案を提出させていただいております。

議案内容につきましては、後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

議長（田中雅章）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、7番森山守議員、8番国本礼子議員を指名いたします。

---

議長（田中雅章）

続きます。日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

---

議長（田中雅章）

続きます。日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（5月分～6月分）」を議題といたします。

本件は、監査委員から議長宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

---

議長（田中雅章）

続いて、日程第4、「一般質問」を行います。

先に配付いたしました一般質問通告書一覧に従い質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人30分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。また、時間の確認音が10分前と5分前に鳴るようになっております。

それでは、7番森山守議員の発言を許します。

7番（森山 守）

皆さん、おはようございます。7番、森山守でございます。

議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告させていただきました各自治体における介護現場における特徴的な感染予防策について5点にわたり質問させていただきます。

新型コロナウイルスとの闘いは、この地域でも約1年半になろうとしております。歴史上の出来事または外国の出来事としか認識のない感染症との闘いがあったという間に自分の身の回りに迫って、国ごと、社会ごと飲み込まれたような印象があります。経験がないからどうすればいいかわからないからと手をこまねているわけにはいかないのが医療従事者の皆様であり、市民生活を支える行政機関に従事される皆様、また、ともに社会を支える民間企業、各種サービス事業所、法人の皆様です。市民の皆様は、自らの健康と生活を守ることで社会の根底を支え続けていらっしゃいます。この地域の介護の世界でも、例外なく広域連合、各

事業所、また各市町、御利用者世帯の皆様方が、クラスターが発生したり、繰り返し感染者が発生したり、職員が感染したり、御利用者や御家族が感染したりと様々な困難が発生するたびに、困難な状況の中で可能な手段を尽くして命と生活を守る対応をされました。重要なことは、その必死の感染対策、感染予防対策の中に教訓が多く残されていることでもあります。

一昨日の報道によりますと、藤田医科大学が新型コロナウイルスワクチンの接種後3か月で免疫量が4分の1にまで減少することを発表したとのこと。発症や重症化への効果は保たれているのではないかという見解と、今後さらに研究を進めるとのことでありました。

また、これより先に、国はワクチンの3回目の接種について準備を進めているとの報道もありました。いずれにいたしましても、新型コロナウイルスとの戦いはまだまだこれから先があるようであります。

そこで、ぜひ超高齢社会が進展している最中でもある今、知多北部広域連合としてのこの間の教訓と今後の展開について御見解をお伺いし、僭越ながら意見も申し上げさせていただきますと存じます。

以下の項目について御答弁をお願いいたします。

1点目、特養、老健、ショートステイ、デイサービス等の施設において、どのような感染予防策が行われたか。

2点目、居宅内における介護サービスの際にはどのような対策が行われたのか。

3点目、それらの成果をどのように評価し、また次の展開に生かしているか。

4点目、3市1町の事業所内で、どのように感染予防対策について情報共有したか。

5点目、今後の感染予防対策の課題は何か。

以上、1問目とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

事務局長（横井 誠）

御質問の1番目、各自治体における介護現場における特徴的な感染予防策についての1点目、施設において、どのような感染予防策が行われたかについてでございますが、各施設での感染対策といたしましては、国や県が示している感染予防対策を基に、マスクの着用、手指消毒の励行、定期的な換気、アクリル板の設置、面会やプログラムの制限・休止、タブレットによる面会、消毒の実施、利用者の健康管理の徹底、ワクチン接種など、それぞれの施設で行える最大限の感染症対策を実施しております。広域連合においても、それらの対策を徹底して実施するよう、実地指導、文書、電話等での相談対応、助言をしております。

各自治体では、多くの取組を行っておりますが、例えば、初期の段階で老人保健施設のクラスターが発生した施設に対して、県への報告や施設名の公表等について相談、助言等を行い、他のサービス事業所に対しても施設の休止等により自宅待機となった利用者の生活維持のため、訪問介護に切り替えるなど、サービス調整に関する相談や情報提供を行いました。

また、特徴的な取組の一例として、東海市では介護施設等職員のPCR検査費の補助を行うとともに、高齢者施設等へ手指消毒液を配布しました。

大府市では、感染防止のために必要な物資が届かない状況がある中、防護服の配布、また、至学館大学と連携し、介護施設職員に対するPCR検査を行いました。

知多市では、感染者が発生した介護施設等で行う消毒、洗浄費用の県補助制度の活用や、休止した介護施設等の再開を支援するため、市単独の交付金制度を創設しております。

東浦町では、クラスターが発生した介護施設等に微粒子用マスクの規格を満たしたN95マスクの配布を行いました。

2点目、居宅内における介護サービスの際にはどのような対策が行われたのかについてでございますが、先ほどの施設での予防対策と同様に、感染予防策の徹底を図っております。各事業所は、利用を希望される方へ必要なサービスを提供するため、マスクの着用、手指消毒等、国や県が示している感染予防策を徹底し、サービス提供を実施するように指導しています。

特徴的な取組の一例としまして、大府市では高齢者施設、居宅サービス支援事業所に防護服とフェイスシールドを配布しました。また、東浦町では各種調査員にフェイスシールドを配布しました。

3点目、それらの成果をどのように評価し、また次の展開に生かしているかについてでございますが、新型コロナウイルスという世界的な感染症の拡大という経験したことの無い状況に直面したことを教訓に、利用者、事業者、行政等がそのときできる最大限の予防策を行ったと考えております。

広域連合内の介護保険施設でも幾つか集団感染が発生していましたが、ワクチン接種や基本的な感染予防対策、市町及び保健所の支援の成果もあり、施設での感染状況は少し落ち着きを見せております。広域連合では実地指導等を通じ、苦慮していることや効果的な取組などについて広域連合内の事業所に情報を発信し、対策として生かしております。また、感染予防のため、外部との接触を制限したことで、家族との面会ができない寂しさがあるため、心のケアなどICTを活用したタブレット面会等を行っている事業所もあります。しかし、全ての事業所が設備投資を行えないなど、新たな課題を把握し、情報共有をしております。

4点目、3市1町の事業所内で、どのように感染予防対策について情報共有したかについてでございますが、国の介護保険最新情報、県の通知など、感染予防対策に関する情報について、広域連合から迅速に各事業所へメールで通知しています。また、介護保険事業計画推進委員会で各事業所の取組などを紹介し、情報共有を図り、今後の対策の参考にしております。

5点目、今後の感染予防策の課題は何かについてでございますが、第8期知多北部広域連合介護保険事業計画では、介護サービスは介護を必要とする高齢者の生活を支える命綱であり、継続的な提供が強く求められる一方、利用者はもとより、現場で働く介護従事者を災害や感染リスクから守る必要性があることを明記しております。

今回の経験は自然災害だけでなく、感染症拡大という新たな危機管理についても考えさせられる機会となりました。

事業所、市町、広域連合では様々な経験を生かし、災害時や感染症発生時の対策について、平常時からシミュレーションを行うことの重要性を再認識し、令和5年度末までに全事業所が事業継続計画を策定できるよう支援してまいります。

最後に、現在も新型コロナウイルス感染症との闘いは続いております。高齢者のワクチン

接種は順調に進んでおりますが、現在では特に若い方への感染者が増加しており、全国的に家族等の身近な人からの感染拡大や、変異株の登場など情勢は日々変わってきております。コロナ疲れなど厳しい状況の中、一人ひとりが感染防止への強い意識を持ち、感染しない、感染させないを徹底し、大切な家族、大切な知人を守るためにも、介護の現場に携わる方のみならず、広く感染防止策の徹底をお願いしております。広域連合といたしましては、国の施策の方向性を踏まえつつ、今回の経験を次期計画である第9期介護保険事業計画に生かし、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が続けることができるよう支援してまいります。以上でございます。

議長（田中雅章）

答弁が終わりました。

再質問がありましたら、発言を許します。

7番（森山 守）

再質問はございません。

議長（田中雅章）

それでは、要望、意見とかありましたら、発言を許します。

7番（森山 守）

ありがとうございました。

今、まさに燃え盛る大火の新型コロナウイルスとの闘いですが、高齢者に対しては、この約1年半にわたり、知多北部広域連合として、また各自治体として一日も休むことなく続けられた新型コロナウイルスとの戦いの御経験に裏打ちされた思いの籠もった御答弁だと感じました。ありがとうございます。

私が大府市で見聞きした、大府市が介護事業者への防護服、アイソレーションガウンを作り、市民の皆さんの介護に当たるケアマネさん、ヘルパーさん、訪問看護師さん、施設職員さんのために配布をしたということについてお話しし、意見、要望としたいと思います。

昨年春、日本中で始まった新型コロナウイルスへの対応の中で、医療者のための防護服が足りず、雨がっぱやゴミ袋で代用されていたということを知っていますでしょうか。

知多北部広域連合管内においても、他地域においても、高齢者の入所施設でのクラスターが発生いたしました。施設の外は大丈夫だろうか。介護事業所は大丈夫だろうか。居宅サービスでは利用者が発熱していることなどは日常茶飯事、排泄物を処理することも珍しいことではない。家で横になっている利用者はマスクなどをしていない。こうした状況の中で、大府市は高齢障がい支援課を中心とし、介護保険事業所の皆さんと商工会議所からの紹介で車のシートのデザイン、試作を専門とする業者のコラボレーションで、大府市が費用を負担して汚染された表面に触れることなく脱ぐことができる特許を取得した大府市オリジナルアイ

ソレションガウンを1万着作り、介護事業所の皆さんに配られました。さらに1万着、この制作会社が大府市に寄贈し、計2万着のアイソレーションガウンが作られ、大府市はこのうちの数千着を無償で介護事業所に配布しました。今後、コロナが一旦収束を見た暁には、使用方法などを介護事業所に周知し、残る1万数千着の活用も図るということも話し合われているそうです。

家庭での感染予防ということの必要性が叫ばれながら、この点では決め手に欠いています。料理するときにはエプロンを、介護するときにはアイソレーションガウンを、知多市の介護事業所の社長さんが言われていました。市民が市民初の、そして自治体が受け止めて介護以外の業者や市民も一緒になって感染予防策を講じた経験が大府市に生まれました。

他市町でのほかの取組、経験も大変貴重なものがたくさんあることが御答弁の中で示されました。どうぞ御答弁の最後に述べられましたとおり、この豊かな経験と教訓を次期計画である第9期介護保険事業計画に生かしていただき、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が続けられるよう支援していかれることを重ねて意見、要望を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（田中雅章）

以上で7番森山守議員の一般質問を終わります。

続きまして、4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番（近藤美保子）

おはようございます。4番の近藤美保子でございます。

通告の順に従い、一般質問をいたします。

初めに、質問事項1番目です。

認定調査員及び介護保険申請から二次判定が出るまでの期間についてです。

私は、介護現場を見ると、退院してきた利用者の方が更新後の介護度が下がっていることで、介護度が下がっているんだけど何でと疑問を持つ方もいますし、更新後に介護度が下がると、私は介護Aで変わらなかったと介護事業所内で利用者の方々が介護度についての話題をすることがあります。また、ベテラン介護福祉士になると、多くの様々な介護度の利用者の方を介護した経験から、この介護度軽過ぎないかと、介護量が多いと一言言うこともありました。2020年度上半期の相談、苦情の状況で、第1位が要介護認定で改善はしてきていますが、30.8パーセントを占めていることは重視する必要があるのではないのでしょうか。特に車椅子、ベッド、エアマットなどの福祉用具利用者、支給限度額に近いサービスを利用している方々は更新申請後の認定要介護度でサービスが利用できなくなる状況に陥ることもあり、苦情で収まるものではないと考えます。認定調査員には、より公平、公正で適切な認定調査が求められます。

そこで、質問項目1点目、介護支援専門員の資格を持つ認定調査員の正規職員及び非正規職員の人数はどのようなか。

また、認定調査は介護支援専門員に行わせる必要があるとする取扱いが改正され、2020年

4月から新たに「保健、医療または福祉に関する専門知識を有するもの」が介護保険法施行規則に規定されているが、広域連合には何人いるか。

2点目、認定調査員の初任者実務研修等及びスキルアップ研修はどのようなお尋ねします。

3点目、申請から二次判定までの期間は2018年から3年間はどのようなになっているかをお尋ねします。

次に、質問事項2番目、2021年8月1日からの介護保険施設の負担限度額等の改正についてです。

今回の改正で、年金収入等が120万円を超える方で、預金が単身者500万円、夫婦1,500万円の世界では、施設入所で食費が2倍を超え、ショートステイを利用する方も食費の負担が増える状況となります。全日本民主医療機関連合会が5月に発足、給付の見直しの中止、撤回を求める団体署名の提出と、見直しによる影響についての記者発表資料の中で、施設利用者の、あと数年の命ですが、どこも行けず一日一日過ごす楽しみは食べることです。一番弱いところから取るのはやめてください。コロナ禍で自分たちも収入が減っていて、この先不安な上、今親の負担が増えると生活ができなくなるなど切実な声が挙げられています。

そこで質問項目1点目です。

認定要件は、第2段階の単身者の場合、預貯金額が2020年7月までは、1,000万円だったが650万円になるなど、基準が引き下がっているが、どのような考え方でこの金額が決められたか。

2点目、厚生労働省老健局は2021年3月31日介護保険最新情報で周知について述べているが、広域連合は第1号・第2号被保険者にどのように周知を図ったか。

3点目、第2段階・第3段階①・第3段階②の影響する人数、影響額総額はどのようなか。

4点目、介護保険施設の入居者で食事費が2倍となる方がおり、不安を相談員に相談していると聞いている。施設の退所、ショートステイの利用を減らす利用者の状況把握はしているか。

最後に質問事項の3番目、介護保険料についてです。

第8期知多北部広域連合介護保険事業計画で介護保険料が引き上げられました。高過ぎる保険料にかかわらず、特別徴収の方の保険料は年金天引きで問答無用に払わせられます。支給年金額は上がらない中、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の値上げ、食用油、小麦等の食品値上げもあり、生活は苦しくなるばかりです。

質問項目1点目、介護保険料の滞納者は3市1町それぞれどのようなであり、相談件数はどのようなか。

質問事項2点目、滞納者のQOL、ADL低下があり、支援が必要な場合に介護保険サービスの利用はどのようなになるか。

質問項目3点目、2021年度から介護保険料が値上げされているが、滞納者数及び額はどのように見込んでいるか。

質問項目4点目、上がり続ける介護保険料の影響を受ける高齢者の生活は苦しいものである。介護保険料の額を見直すべきではないか。また、国の負担割合を上げるよう求めるべきではないか。

以上、お尋ねして一般質問といたします。

事務局長（横井 誠）

御質問の1番目、認定調査員及び要介護認定申請から二次判定が出るまでの期間についての1点目、介護支援専門員の資格を持つ認定調査員の正規職員及び非正規職員の人数についてでございますが、市町から派遣されている職員に介護支援専門員の資格所持者はおりません。会計年度任用職員の資格所持者は12人です。

2020年4月の改正による保健、医療または福祉に関する専門知識を有するものにつきましては、市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人について、介護支援専門員が認定調査を行うことを基本とした上で規定が追加されたもので、当広域連合が委託している4法人に合計4人所属しております。

2点目の認定調査員の初任者実務研修等及びスキルアップ研修についてでございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止したものがございますが、例年、当広域連合が主催する研修の内容として、調査項目の解説、経験の豊富な調査員による同行調査、講師を招いて事例を交えた調査書への記載方法の詳細な解説、ワークショップによる事例研究など、年間6回実施し、調査員のスキルアップを図っております。

また、新任調査員につきましては、愛知県が主催する認定調査員研修に参加させ、認定調査員の資格を取得させております。

3点目の申請から二次判定までの期間についてでございますが、当広域連合の申請日から二次判定日までの日数は、平成30年度が43.9日、令和元年度が42日、令和2年度が38.7日です。

御質問の2番目、2021年8月1日からの介護保険施設の負担限度額等の改正についての1点目、認定要件の預貯金額はどのような考え方で金額が決められたかについてでございますが、平成17年10月から施設における食費や居住費について、利用者本人の負担を原則としております。低所得の方に対しては、年金収入等に応じて助成をしております。この食費と居住費の助成については、助成の対象とならない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるように見直しがされ、食費や居住費負担を含む本人の支出額について所得段階間の均衡を図っております。預貯金額の基準につきましては、介護保険の3施設である特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設のいずれの場合も約98パーセントの入所者が15年以内に退所していることを踏まえ、介護保険の3施設の本人支出額の平均と年金収入を比較し、食費居住費の助成を受けながら本人の年金収入で15年間入所することができる水準として決められております。

2点目、負担限度額等の改正についてどのように周知を図ったかについてでございますが、介護保険負担限度額認定に係る改正は、第1号、第2号被保険者ともに、令和2年度の負担限度額認定証の交付を受けていた方1,755人に対して更新の御案内と併せて変更点を記載したチラシを5月に個別に郵送しております。また、一般の方に対しては、改正内容について掲載している「みんな笑顔で介護保険」のパンフレットを市町及び広域連合で配布しており、広域連合のホームページにおいても掲載し、周知を図っております。また各市町の窓口では、負担限度額認定証の更新申請時に、パンフレットなどを用いて変更内容を説明しております。また、施設職員の方に対しては、国の介護保険最新情報で制度内容の変更等を通知し、周知

を図っております。

3点目、第2段階・第3段階の影響する人数、影響額総額についてでございますが、令和3年8月1日から介護保険負担限度額認定の対象となる方は1,306人です。その内訳は第1段階の方が86人、第2段階の方が309人、第3段階①の方が252人、第3段階②の方が659人です。

次に、影響額につきましては、所得段階ごとのサービス使用量を見込むのは困難な状況であったため、申請書に記載のある利用予定のサービスの種類から確認したところ、ショートステイの利用の方が第2段階では109人、第3段階①では80人、第3段階②では210人です。例えば、これらの方全てが1週間ショートステイを利用した場合、第2段階の方109人で16万230円、第3段階①の方80人で19万6,000円、第3段階②の方210人で95万5,500円です。

次に、施設サービスを利用した場合の影響額は、第3段階②の方が449人で、例えば1か月利用した場合は956万3,700円です。

4点目、食費の負担増額による施設の退所、ショートステイの利用を減らす利用者の状況把握についてでございますが、サービスを利用するに当たっては、利用者やその家族がサービス内容や施設の立地条件等を総合的に考慮して利用していると考えております。今回の食費額が変更されたことによる施設退所者や利用控えといった状況は伺っておりません。

御質問の3番目、介護保険料についての1点目、保険料の滞納者についてでございますが、令和3年度に繰越しされた保険料の滞納者につきましては、東海市503人、大府市331人、知多市341人、東浦町139人です。納付についての御相談をいただき、分割で納付いただいている件数につきましては、東海市49件、大府市23件、知多市24件、東浦町8件です。

2点目、滞納者の介護保険サービスの利用についてでございますが、滞納の有無にかかわらず、要介護認定を受け、サービスを利用することができます。サービスを利用した際は所得に応じてかかった費用の1割、2割又は3割が利用者の負担となりますが、2年以上の滞納がある方については、滞納していた期間に応じて一定期間利用者負担の割合が3割又は4割負担となります。また、高額介護サービス費の支給や負担限度額の適用なども受けられなくなります。広域連合では日頃から納期限を守っていただくようお願いするとともに、納付を忘れた方などへ督促を行っております。また、世帯の所得等に応じて分納による納付も行っております。

3点目、2021年度の滞納者数及び額の見込みについてでございますが、滞納者の見込みは行っておりませんが、直近3年間の平均と同程度の収納率99.5パーセントとした場合、滞納状況としては約700人、金額としては3,000万円程度となる見込みです。

4点目、介護保険料の見直しについてでございますが、知多北部広域連合の第8期介護保険料については、介護保険事業計画策定に伴い、令和3年度からの3年間の介護給付費等の見込みに基づき算定しております。費用負担の大幅な増とならないよう、介護給付費準備基金の取崩しを行う予定です。

また、保険料段階、第1段階から第3段階の方に対しては、負担軽減措置を引き続き行っております。

さらに、所得の高い方につきましては、基準の保険料の2倍の所得段階として、新たに第

13段階を設け、所得段階の細分化を行い、応能負担にも配慮しております。

国の負担割合につきましては、全国介護保険広域化推進会議等を通じて、介護保険制度の安定的な運営の継続のために必要であることを伝えております。

以上でございます。

議長（田中雅章）

答弁が終わりました。

再質問がありましたら、発言を許します。

4 番（近藤美保子）

2 番目の 1 点目について再質問いたします。

預金要件を15年ということから出しているということですが、利用者の方の本当にタンスの貯金というものまでも出してくださいということにはならないでしょうか。お聞きしたいと思います。お願いします。

事業課長（三ツ矢 誠）

国からの資料に基づいたものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

それでは、4 番近藤美保子議員、要望、意見がありましたら、発言を許します。

4 番（近藤美保子）

特に意見、要望はございません。

議長（田中雅章）

以上で、4 番近藤美保子議員の一般質問を終わります。

---

議長（田中雅章）

続いて、日程第 5、同意第 2 号 選任副広域連合長の選任についてを議題といたします。  
提出者から、提案理由の説明を求めます。

広域連合長（花田勝重）

ただいま上程になりました同意第 2 号 選任副広域連合長の選任について御説明申し上げます。

選任副広域連合長の佐治錦三氏が、令和 3 年 8 月 31 日付で辞職されますので、その後任者

を選任するため提案するものでございます。

広域連合規約第12条第5項におきまして、「選任副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の副市長、又は副町長のうちからこれを選任する」とされております。

この規定に従いまして、東海市副市長の星川功氏を選任副広域連合長に選任いたしたく提案させていただくものでございます。

なお、星川氏の略歴は、裏面参考資料のとおりで、豊富な行政経験を持ち、人格、識見ともに優れており、選任副広域連合長として適任と存じますので、御同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですから、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案に同意と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、同意第2号「選任副広域連合長の選任について」は、原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第6、認定第1号 令和2年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第7、認定第2号 令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての2議案を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程されました認定第1号、認定第2号につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、認定第1号「令和2年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で主たるものを申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず、歳入につきまして、10、11ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金36億1,435万円は、広域連合規約に基づく関係市町からの負担金で、内訳といたしましては、右側備考欄に記載したとおりでございます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目国庫負担金7,145万3,150円は、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する2分の1の負担割合でございます。

3 款県支出金、1 項 1 目県負担金3,572万6,575円も、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する4分の1の負担割合でございます。

2 項 1 目県補助金87万1,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の3 款 1 項 1 目低所得者利用者負担対策事業費に対する4分の3の補助率となっております。

12、13ページをお願いします。

3 項 1 目県委託金は、生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料で、実績はございませんでした。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金1,906円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金2,727万4,000円は、低所得者保険料軽減に係る財源調整及びシステム改修費用に充てるため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金8,489万4,312円は、令和元年度介護保険事業特別会計の決算確定に伴い、介護給付費、地域支援事業費、事務費等の超過分を特別会計から繰り入れたものでございます。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金782万6,860円は、令和元年度決算額の確定により、582万7,000円を増額補正し、繰り越したものでございます。

7 款諸収入、1 項 1 目預金利子1,051円は、歳計現金等の預金利子でございます。

14、15ページをお願いします。

2 項 1 目雑入21万5,745円は、雇用保険被保険者負担金等でございます。

以上、歳入合計は38億4,261万4,599円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

1 款 1 項議会費は、82万3,361円で、執行率90.1パーセントでございます。

主な内容といたしましては、1 目 1 節報酬は、関係市町選出議員16人分の報酬、8 節旅費は、定例会及び臨時議会の費用弁償、12 節委託料は、3 回分の会議録作成委託料でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、37億3,087万8,321円で、執行率は99.5パーセントでございます。

主な内容といたしましては、1 節報酬は、会計年度任用職員の報酬、2 節給料から4 節共済費までは職員24人分の給料、手当等の人件費でございます。

18、19ページをお願いいたします。

7節報償費は、顧問弁護士及び法律相談時の弁護士の報償金、8節旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等、12節委託料は、総合収納システム改修委託料、ホームページ再構築委託料などございます。

20、21ページをお願いいたします。

27節繰出金34億1,558万3,725円は、備考欄に記載のとおり介護給付費、地域支援事業費、事務費分及び低所得者保険料軽減分の特別会計への繰出金でございます。

なお、財源は、関係各市町からの負担金並びに低所得者保険料軽減分の国、県負担分でございます。

2目財政調整基金費9,072万3,078円は、前年度繰越金等9,072万5,000円を増額補正し、預金利息分を含め、積み立てたものでございます。

2項1目選挙管理委員会費は、各市町1名選出の計4人の選挙管理委員の報酬、3項1目監査委員費は、監査委員2名分の報酬が主なものでございます。

3款事業費、1項1目低所得者利用者負担対策事業費116万1,378円は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金が主なものでございます。

4款公債費の執行はございませんでした。

22、23ページをお願いいたします。

5款予備費の執行もございませんでした。

以上、歳出合計は38億2,384万7,768円で、執行率は99.4パーセントでございます。

続きまして、24ページの実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

1の歳入総額は38億4,261万4,599円、2の歳出総額は38億2,384万7,768円で、3の歳入歳出差引額は1,876万6,831円となり、4の翌年度への繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は1,876万6,831円でございます。

この実質収支額の2分の1の938万3,415円を地方自治法第233条の2及び財政調整基金条例第3条の規定により、財政調整基金繰入額といたしました。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

1の物品で自動車及び取得価格が単品100万円以上のものについて、令和2年度中増減はなく、決算年度末現在高といたしましては、自動車7台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

2の基金につきましては、(1)の財政調整基金は、決算年度中に積立て分と取崩し分の差引額7,127万6,000円が増加し、年度末現在高は2億2,850万7,000円でございます。

(2)の介護給付費準備基金は、決算年度中に積立て分と取崩し分の差引額2億2,254万7,000円が減少し、年度末現在高は20億238万円でございます。

以上で一般会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

続きまして、認定第2号 令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、一般会計同様、収入は収入済額で、歳出は支出済額で主たる

ものを申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず、歳入につきまして、12、13ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、予算現額51億6,819万7,000円に対し、調定額52億8,189万8,000円、収入済額52億1,149万1,000円で、調停に対する収納率は98.7パーセントでございます。

また、介護保険法第200条該当による時効により、540人分、2,285万5,100円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は4,755万1,900円でございます。

なお、1 節現年度分特別徴収保険料の266万8,700円減額は、特別徴収分の未還付額でございます。

2 款国庫支出金は47億6,858万6,209円で、1 項 1 目介護給付費負担金並びに 2 項 2 目及び 3 目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担分でございます。

2 項 1 目調整交付金は、全国ベースで調整され、保険給付費の2.19パーセントの交付率で交付されたものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

2 項 4 目保険者機能強化推進交付金5,007万2,000円は、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するため交付されたもの。

5 目事業費補助金は、介護報酬改定等に伴う既存介護システム改修のため。

6 目介護保険保険者努力支援交付金5,417万2,000円は、令和 2 年度に創設された交付金で、予防・健康づくりに資する取組に活用するため交付されたもの。

7 目介護保険災害等臨時特例補助金150万円は、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者に対する保険料減免措置を行ったことへの国からの財源補填でございます。

3 款支払基金交付金58億1,442万6,098円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する第 2 号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

4 款県支出金32億3,984万8,736円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分でございます。

16、17ページをお願いいたします。

5 款財産収入144万6,953円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

6 款繰入金は、39億7,704万725円で、1 項 1 目介護給付費繰入金並びに 2 目及び 3 目の地域支援事業費繰入金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する市町の法定負担分でございます。

18、19ページをお願いいたします。

4 目事務費繰入金は、介護保険事業の運営に伴う事務経費に対する市町負担分、5 目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減のために公費投入を行うもので、財源は国、県、市町の負担となっており、一般会計を經由して繰り入れたものでございます。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の第 1 号被保険者分の財源として介護給付費準備基金から繰り入れたものでございます。

7 款繰越金 4 億 1,011 万 1,310 円は、令和元年度決算における繰越金でございます。

8 款諸収入 682 万 3,191 円は、1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金は、保険料納付の遅延による延滞金でございます。

20、21 ページをお願いいたします。

2 項 1 目預金利子は、歳計現金の預金利子でございます。

3 項 1 目第三者納付金は、交通事故等による第三者行為の損害賠償金、2 目雑入は、高額介護サービス費の返還分及び過誤による介護給付費の返還金でございます。

なお、雑入に収入未済額 164 万 2,782 円が生じておりますが、これは不正請求に対する介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。

以上、歳入合計は 234 億 2,977 万 4,222 円、不納欠損額 2,285 万 5,100 円、収入未済額 4,919 万 4,682 円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

22、23 ページをお願いいたします。

1 款総務費は 3 億 5,700 万 2,358 円でございます。

1 項 1 目一般管理費の主なものは、介護保険システムの借上料など介護保険事業に係る電算システムの維持管理費用でございます。

2 項 1 目賦課徴収費の主なものは、保険料納付の利便性を図ったコンビニ収納などに係る手数料でございます。

24、25 ページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費の主なものは、認定審査会委員の報酬、2 目認定調査等費の主なものは、主治医意見書作成手数料及び介護認定調査委託料でございます。

4 項 1 目、趣旨普及費の主なものは、保険料や制度説明のための冊子の印刷製本費でございます。

5 項 1 目事業計画推進委員会費の主なものは、委員報償金、第 8 期介護保険事業計画策定に係る印刷製本費、委託料でございます。

26、27 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 208 億 7,681 万 5,874 円は、執行率 97.9 パーセント、前年度と比較して 7 億 7,383 万 6,271 円、3.8 パーセントの増加でございます。

1 項介護サービス等諸費は、要介護と認定された被保険者に対する保険給付費で、1 目の居宅介護サービス給付費は、訪問・通所・短期入所サービスなど、在宅をベースとしたサービスに対する給付費、2 目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護等に対する給付費、3 目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設入所での介護サービス給付費、4 目居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費は、福祉用具購入や住宅改修に対する給付費、5 目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービス計画作成費用に対する給付費でございます。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者に対する保険給付費で、1 目介護予防サービス給付費、2 目地域密着型介護予防サービス給付費、28、29 ページにわたりますが、3 目介護予防福祉用具購入費、住宅改修費と、4 目介護予防サービス計画給付費

でございます。

3項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に介護サービス事業者への介護報酬の審査をお願いしているものの手数料でございます。

4項高額介護サービス等費及び5項高額医療合算介護サービス等費は、それぞれ介護保険サービス利用料の自己負担限度額の上限を超えた要介護者、または要支援者に対しての給付でございます。

6項特別給付費は、利用者負担額を減免するものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

7項特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設に入所等されている低所得者を対象に、居住費、食費の負担軽減を図るものでございます。

3款地域支援事業費11億2,144万7,666円は、前年度と比較して1,148万5,325円、1.0パーセントの増加でございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者及び基本チェックリストにより事業対象者となった高齢者を対象に、要支援・要介護状態になるのを未然に防ぐため、地域の実情に応じたサービスを提供する事業でございます。

1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業費）は、主に従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスに要した支給費、またサービスB以降のサービスを地域に応じて展開するために各市町に委託したもの、2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援事業費）は、1目のうち指定事業者によるサービスを受けるために必要なケアプランを作成するための費用でございます。

2項一般介護予防事業費は、各市町において介護予防教室などの事業の実施を委託したものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費のうち、1目包括的支援事業費は、主に各市町にある高齢者相談支援センターの運営に係る委託料でございます。

32、33ページをお願いいたします。

3項2目任意事業費は、給付適正化研修や給付通知の発送費用等、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、各市町それぞれに地域包括ケアの推進のために、医療と介護の連携を高める事業を委託したもの、4目生活支援体制整備事業費は、地域ごとの地域包括ケアの基盤整備として、市町の区域を単位とする第1層に協議体及び生活支援コーディネーターの設置を、また、日常生活圏域を単位とする第2層に生活支援コーディネーターの設置を各市町に委託したもの、5目認知症総合支援事業費は、医師や保健師、社会福祉士などで組織した認知症初期集中支援チーム及び地域で認知症の人を支える体制づくりを行う認知症地域支援推進員の配置を委託したものでございます。

4項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に第1号事業に係る審査をお願いしているものの手数料でございます。

4款保健福祉事業費4,189万9,000円は、令和元年度に交付された保険者機能強化推進交付金と同額を、保健福祉事業支援交付金として関係市町に交付したものでございます。

34、35ページをお願いいたします。

5款基金積立金3億3,890万9,097円は、令和元年度決算に伴う繰越分から国、県などへの返還金などを差し引いた第1号被保険者の保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

6款諸支出金は、1億8,512万5,835円で、1項1目介護保険料還付金は、過年度分に係る保険料の払戻金、2目介護保険料還付加算金は、その保険料払戻金に係る還付加算金でございます。

3目償還金は、令和元年度事業費の確定、精算に伴う国・県負担金及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

7款予備費は、1款1項1目一般管理費の7節備品購入費に69万9,000円、5款1項1目介護給付費準備基金積立金の24節積立金に1万6,000円充用いたしました。

以上、歳出合計は229億2,119万9,830円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

1の歳入総額は、234億2,977万4,222円、2の歳出総額は、229億2,119万9,830円で、3の歳入歳出差引額は、5億857万4,392円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は5億857万4,392円ございました。

以上で特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

認定第1号及び認定第2号につきましては、以上でございます。

議長（田中雅章）

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監査委員（田中奈美）

代表監査委員の田中でございます。

議長からお許しをいただきましたので、令和2年度決算審査の実施結果につきまして補足説明をさせていただきます。

令和3年7月20日に、林正則委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から審査に付されました令和2年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算について、決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の成否について確認するため、関係帳簿等を審査するとともに、予算執行について地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に基づいて執行されているかについて特に配慮をしつつ、関係職員の出席、説明を求めて実施いたしました。

審査の結果、お手元でございます決算審査意見書に記載しておりますように、関係書類につきましては、地方自治法施行規則に定められました様式に従っており、計数においては決算を適正に表示しているものと認められ、また予算執行についても地方自治法及び地方財政

法の規定の本旨に沿って行われており、目的はおおむね達成されたものとして認められました。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果報告の補足説明とさせていただきます。

議長（田中雅章）

ありがとうございました。

ここでお諮りいたします。

この際、暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、暫時休憩とさせていただきます。

午前10時50分から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時50分 再開）

議長（田中雅章）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、これより一括質疑に入ります。

お手元に配付いたしました議案質疑の通告一覧の順序に従い、質疑をしていただきます。

10番藤井貴範議員の発言を許します。

10番（藤井貴範）

一般会計2問、介護保険事業特別会計13問お願いいたします。

一般会計1問目、歳入の10、11ページの3款2項1目1節県補助金の予算比減の理由についてお願いいたします。

2問目、歳出の18、19ページの2款1項1目12節委託料で、ホームページの修正委託料、ホームページ再構築委託料の詳細についてお願いいたします。

介護保険事業特別会計の1問目、歳入12、13ページの1款1項1目2節現年度分普通徴収保険料、予算比増の理由について。

2問目、歳入12、13ページの同じく3節滞納繰越分保険料の予算比大幅増の理由について。

3問目、歳入の14、15ページの3款1項2目1節現年度分地域支援事業支援交付金、予算比減の理由について。

4問目、歳入の20、21ページの8款3項1目1節第三者納付金、予算比増の詳細について。

5問目、歳出の24、25ページの1款3項2目12節委託料、予算比大幅減の理由について。

同じく5項1目12節委託料の予算比減の理由について。

26、27ページ、2款1項4目18節負担金、補助及び交付金、予算比減の理由について。

同じページ、2項2目18節負担金、補助及び交付金、予算比減の理由について。

28、29ページ、2項3目18節負担金、補助及び交付金、予算比減の理由について。

同じく 5 項 1 目 18 節負担金、補助及び交付金、予算比減の理由について。

同じく 6 項 1 目 19 節扶助費、予算比大幅減の理由について。

歳出の 30、31 ページの 3 款 1 項 1 目 18 節負担金、補助及び交付金、予算比減の理由について。

同じく同じページ 2 目 12 節委託料の予算比減の理由について、以上お願いいたします。

総務課長（田中嘉章）

御質問の 1 番目、歳入 3 款 1 項 1 目 1 節県補助金、予算比減の理由についてでございますが、社会福祉法人利用者負担軽減補助金の当初見込みに対し、補助対象者が少なかったためでございます。この補助金は、生活困窮者が介護保険サービスを利用した場合の利用者負担を軽減するものでございます。介護保険サービスの提供者である社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合に、その 2 分の 1 を公費で補助するもので、公費補助額の 4 分の 3 が国から補助されます。当初予算編成に当たり、関係する社会福祉法人等に聞き取りし、対象者数を見込んでおりますが、その見込みに対する実際の利用実績が少なかったものでございます。

御質問の 2 番目、歳出 2 款 1 項 1 目 12 節ホームページに係る委託料についてでございますが、広域連合のホームページにつきましては、令和 2 年度中に一新し、令和 2 年 12 月 23 日から新しいホームページを公開しております。

委託料のうち、ホームページ修正委託料は、旧ホームページに係る委託料で、4 月から 12 月まで支払ったものでございます。旧ホームページは掲載内容を変更する作業を職員自ら行うことができず、毎月 1 回程度、業者に委託していたものでございます。

ホームページ再構築委託料は、新しいホームページを作りこむ作業を委託したもので、広域連合職員への掲載内容変更方法の指導も含んでおります。

以上でございます。

事業課長（三ツ矢 誠）

次に、認定第 2 号、御質問の 1 番目、歳入 1 款 1 項 1 目 2 節現年度分普通徴収保険料、予算比増の理由についてでございますが、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、特別徴収による保険料納付を開始する被保険者が当初の見込みより少なく、普通徴収の割合が高かったことによるものでございます。

御質問の 2 番目、歳入 1 款 1 項 1 目 3 節滞納繰越分保険料、予算比大幅増の理由についてでございますが、滞納繰越分の収納率を例年と同程度の 15 パーセントで見込んでおりましたが、滞納整理での訪問時に在宅率が高く、保険料未納がある場合の給付制限など制度説明を直接することができたため、収納率が 17 パーセントに向上したためでございます。

御質問の 3 番目、歳入 3 款 1 項 2 目 1 節現年度分地域支援事業支援交付金、予算比減の理由についてでございますが、訪問事業、通所事業、ケアマネジメントについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、当初の見込みよりも利用が少なく、支給額が減少したため、交付額も減少したものでございます。

御質問の 4 番目、歳入 8 款 3 項 1 目 1 節第三者納付金、予算比増の詳細についてござい

ますが、第三者納付金は、交通事故などによる第三者行為の損害賠償金によるもので、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、予算では2件で100万円の歳入を見込みましたが、実績では6件、347万7,434円の納付があったものでございます。

御質問の5番目、歳出1款3項2目12節認定調査等費の委託料、予算比大幅減の理由についてでございますが、主な理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国からの通知により要介護認定の臨時的な取扱いが認められ、更新手続において認定調査が行われず、有効期間を12か月延長する手続が行われたためでございます。

御質問の6番目、歳出1款5項1目12節事業計画推進委員会費の委託料、予算比減の理由についてでございますが、第8期知多北部広域連合介護保険事業計画策定支援委託につきまして、指名競争入札の入札効果により安価に委託することができたためでございます。

御質問の7番目、歳出2款1項4目18節居宅介護福祉用具購入費、住宅改修費の負担金、補助及び交付金、予算比減の理由についてでございますが、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、福祉用具購入は1,023人の利用見込みでしたが、実績では952人、また、住宅改修は830人の利用見込みが、実績では622人と当初の見込みより利用者が少なかったためでございます。

御質問の8番目、歳出2款2項2目18節地域密着型介護予防サービス給付費の負担金、補助及び交付金、予算比減の理由についてでございますが、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、地域密着型介護予防サービス給付費のうち、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり当初の見込みより利用者が少なかったためでございます。

御質問の9番目、歳出2款2項3目18節介護福祉用具購入費、住宅改修費の負担金、補助及び交付金、予算比減の理由についてでございますが、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、介護予防福祉用具購入は383人の利用見込みに対し、実績では316人、また、予防住宅改修は423人の利用見込みに対し、実績では319人と当初の見込みより利用者が少なかったためでございます。

御質問の10番目、歳出2款5項1目18節高額医療合算介護サービス費の負担金、補助及び交付金、予算比減の理由についてでございますが、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、当初の見込みより利用者が少なかったためでございます。

御質問の11番目、歳出2款6項1目19節特別給付費の扶助費、予算比大幅減の理由についてでございますが、広域連合独自の減免制度で所得段階の第1段階、第2段階及び第3段階の被保険者のうち減免基準に該当する方に利用者負担の減免を実施しています。過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、当初の見込みより利用者が少なかったためでございます。

御質問の12番目、歳出3款1項1目18節介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業費）の負担金、補助及び交付金、予算比減の理由についてでございますが、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、通所事業ではデイサービスの利用者が減少したためでございます。送迎、食事、入浴など3密が避けられない事業であるため、利用者が利

用を控えたことや、一時事業を休止していた事業所がございました。訪問事業につきましても、事業者の訪問を敬遠する利用者があったためでございます。高額介護予防サービス等につきましても、これに付随し、支給額が減少となったものでございます。

御質問の13番目、歳出3款1項2目12節介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援事業費）の委託料、予算比減の理由についてでございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者がサービス利用を控えたためでございます。予算では1万1,586人を見込みましたが、実績では1万194人と当初の見込みより利用者が減少したためでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

答弁は終わりました。

藤井議員、再質問はありませんか。

10番（藤井貴範）

再質問はありません。

議長（田中雅章）

以上で、10番藤井貴範議員の議案質疑を終わります。

続きまして、4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番（近藤美保子）

それでは、認定第1号「令和2年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」お尋ねしますが、通告をしました1番目の歳入、10ページ、11ページについては、先ほど答弁がありましたので飛ばさせていただきます。

次に、歳出のほうに入ります。

16、17ページ、2款1項1目1節報酬についてですけれども、予算では個人情報保護審査会、情報公開審査会、行政不服審査会の委員報酬が組まれていましたけれども、決算では委員会報酬がないので、コロナ禍で中止と考えていますが、理由はどのようなかお尋ねします。

2点目、報酬のところで短時間勤務会計年度任用職員報酬費7,183万4,058円についてですけれども、不用額が416万6,942円となった理由はどのようなかお尋ねします。

3点目として、50名の短時間勤務会計年度任用職員の業務内容及び人数はどのようなになっているかお尋ねします。

次に、歳出の2款1項1目2節給料についてです。

一般職員は、2019年度は23名で、2020年度で予算において1名増員の24名で組まれました。この間、1名増えたことで改善した点がどのようにあったかということをお尋ねします。

次に、2款1項1目3節職員手当についてですが、1名増員されましたが、休日出勤が生じたのはどのようなかお尋ねします。

次に、介護保険事業の特別会計でお尋ねしたいと思います。

歳入の12、13ページ、1款保険料について全体ですけれども、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免制度を利用された人数及び総額はどのようになるかお尋ねします。

次に、2款2項1目調整交付金ですが、普通調整交付金は2019年度決算では約3億7,800万円でしたが、本年度は4億5,800万円ほどとなっていますので、その要因及び特別調整交付金がこの決算時に交付されたのはどのようかお尋ねします。

次、歳入の14、15ページです。

2款2項4目保険者機能強化推進交付金について、3市1町の交付額はどのようになっているか。

次に、2款2項6目介護保険保険者努力支援交付金についてですが、交付対象となった期間及び3市1町の交付額はどのようか。これは新しくできた制度なので、期間を入れさせていただきます。

歳出についてですが、22、23ページです。

1款1項1目12節委託料について、システム改修委託料が1,338万7,000円、介護保険データ分析事業委託料は18万1,500円、システム開発委託料が1億6,185万7,300円となっています。この委託内容はどのようかお尋ねします。

歳出の26、27ページ、2款1項3目施設介護サービス給付費ですけれども、主要施策報告書34ページでは、施設数の増減はなかったんですが、不用額が2億1,386万円ほどになったのはどのようかお尋ねします。よろしくお願ひします。

総務課長（田中嘉章）

認定第1号の御質問の2番目、委員報酬についての1点目、委員会中止の理由についてでございますが、これは、令和2年度は各審査会等で会議を開催する案件がなかったためでございます。当初予算は、令和2年度中に広域連合への審査請求があったときに、各審査会等で諮問するため予算措置したもので、令和2年度はその審査請求がございませんでした。

御質問の2点目、短時間勤務会計年度任用職員報酬の不用額についてでございますが、これは主に要介護認定業務において、見込みより要介護認定の申請が少なかったため、1,693時間分、264万1,080円の不用額を生じました。

その他、任用時に各係において必要勤務時間数を精査し、結果として会計年度任用職員制度への移行を見込んだ当初予算の勤務時間数より少なくなったため不用額が生じたものでございます。

御質問の3点目、50名の短時間勤務会計年度任用職員の業務内容及び人数でございますが、賦課徴収に関する事務で4名、要介護認定に関する事務で27名、保険給付に関する事務で5名、窓口の事務で12名、総務事務で2名でございます。

御質問の3番目、給料について、1名増員により改善した点としましては、業務の平準化が図られております。総合事業の事業所指定等の業務量増加に対応するため、事業課給付係の増員を要望したものでございますが、給付係の年間一人当たりの時間外勤務は令和元年度の302時間から令和2年度は193時間に減っております。

御質問の4番目、休日勤務手当が生じた理由についてでございますが、3点ございます。介護保険システムの更新に当たり、システムを使わない休日でなければできない作業が生じた際に一部職員が出勤したものの、新旧介護保険システムの並行稼働期間中の休日に入力等の作業を行ったもの、2月の定例会の会場準備を祝日に行ったものでございます。

以上でございます。

事業課長（三ツ矢 誠）

特別会計の認定についてでございます。

御質問の1番目、歳入1款保険料についてでございますが、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免制度の該当者は62名、減免額は309万4,800円でございます。

御質問の2番目、歳入2款2項1目調整交付金についてでございますが、国からの普通調整交付金の交付率が変更され、2019年度1.89パーセントから2020年度は2.19パーセントとなったためでございます。

特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する交付金でございます。

御質問の3番目、歳入2款2項4目保険者機能強化推進交付金でございますが、3市1町の交付額は、東海市が1,529万8,000円、大府市が1,048万円、知多市1,499万3,000円、東浦町930万1,000円でございます。

御質問の4番目、歳入2款2項6目介護保険保険者努力支援交付金でございますが、令和元年度が交付対象期間であり、交付金額は東海市1,676万7,000円、大府市978万1,000円、知多市1,714万円、東浦町1,048万4,000円でございます。

御質問の5番目、歳出1款1項1目委託内容についてでございますが、システム改修委託料はマイナンバー情報連携標準レイアウト変換対応作業、二要素認証システム移設及び移行作業、主治医意見書作成帳票の様式修正、介護保険制度改正及び報酬改定に伴うシステム改修でございます。

介護保険データ分析事業委託料は、介護保険事業計画進行管理のためのデータ分析作業とデータの見方などの研修を行ったものでございます。

システム開発委託料は、介護保険システムの更新にかかる開発及び移行にかかるデータ抽出作業でございます。

御質問の6番目、歳出2款1項3目施設介護サービス給付費についてでございますが、過去の実績や推移などを勘案し、予算計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で新規の入所者を見合わせていた施設もあり、当初の見込みより利用者が少なかったためでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

答弁が終わりました。

近藤議員、再質問はありますか。

4 番（近藤美保子）

特に再質問はありません。

議長（田中雅章）

以上で、4 番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

4 番（近藤美保子）

令和 2 年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

令和 2 年度の決算は、第 7 期の介護保険事業の最終年度でした。保険料の変更なく基金を 5 億 6,000 万円ほど取り崩し、補正予算で歳入を組み、歳出でまた 3 億 3,000 万円ほど介護準備基金をつくったとしても歳入歳出差額が 5 億円ほど出る決算となりました。29 年でも同じく収支決算のところで差引き 4 億 1,000 万円ほどとなっています。介護給付費準備基金は、この間 23 億円になっていることから、この基金を取り崩して高くなった保険料を下げるべきではないでしょうか。

2 番目に、マイナンバーに関わるシステム改修になっていることです。現在は、マイナンバーで中間サーバーを通して自治体のやり取りを広域連合は行っていると聞きました。保険料は税ではありませんけれども、マイナンバーで社会保障、税の関係がどうかということ为国がわかってしまう。このことにより、社会保障の失墜にもつながりかねません。また、個人情報漏えいも危惧され、問題と考えます。

3 番目として、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金があるということです。被保険者の健康を守り、楽しみを持ち、在宅で元気に過ごすということを可能とすることを広域で取り組み、最優先に事業を展開することが重要と考えますが、この 2 つの交付金は自治体の取組状況を点数化し、見える化する、そして点数により額が決まるもので、点数を上げなくてはいけないという状況や他自治体との競争意識が本当に生まれやすい危険性があることを指摘して反対討論といたします。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

3 番（早川康司）

議長のお許しをいただきましたので、上程されております認定第 2 号 令和 2 年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について原案賛成の立場で討論いたします。

令和 2 年度介護保険特別会計決算につきましては、関係法令に従い、適正かつ効率的な執

行がなされており、また、介護や支援を必要とする方に対し、適切なサービスが提供された結果であると考えます。今後とも広域的運用のメリットを生かし、よりよい介護保険制度の運営に努めていただくようお願いし、賛成の討論といたします。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和2年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第2号を採決いたします。

本案につきましては、起立により採決いたします。本案を原案のとおり認定と決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立多数であります。よって、認定第2号 令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第8、議案第5号 知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程されました議案第5号 知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、各種手続に係る書面への押印を廃止するため改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

条例の別記様式中の押印の記号を削除するものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、認定第5号 知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第9、議案第6号 知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程されました議案第6号 知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法等の改正に伴い、広域連合長等の広域連合に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例案をごらんください。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、損害賠償責任の一部免責の規定で、広域連合長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、広域連合長をはじめ、記載の各号の区分に応じて、それぞれの賠償限度額を算出するための乗数を地方自治法施行令の基準に準じて定めたもので、例えば、広域連合長の場合では、賠償限度額は広域連合長の基準給与年額の6倍になるものでございます。

附則の第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、適用区分で、この条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用するものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

次に、この条例案は議決に先立ち、監査委員の意見を聞くこととされておりますので、代表監査委員に対してあらかじめ意見を求め、回答をいただきました。この意見聴取結果を本日議席に配付してありますので参考にしてください。

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番（藤井貴範）

1件お願いいたします。

第2条文中の「善意でかつ重大な過失がないとき」の善意の判断基準と重大な過失の具体的な事例についてお願いいたします。

総務課長（田中嘉章）

御質問の「善意でかつ重大な過失がないとき」の善意の判断基準でございますが、善意といえるのは、違法な職務行為等によって広域連合に損害を及ぼすことを認識していない場合と考えるところでございます。住民監査請求や住民訴訟を経て、最終的には裁判所が判断することとなります。

次に、重大な過失の具体的な事例についてでございますが、長や職員に対する高額な損害賠償が命じられた事例は、法改正前のものでございます。例えば、京都市の事例を申しますと、ゴルフ場開発予定地であった山林の買取り代金約47億円のうち、約26億1,000万円分は適正価格を大幅に超えた違法な支出であるとして、適正価格との差額を市長個人に賠償するよう求めた事案がございました。この件では、市長に対し、当該差額である約26億1,000万円を賠償するよう命令されております。今後、このような事例があれば、それが本条例において「善意でかつ重大な過失がないとき」に該当するかどうかを判断していくこととなります。以上でございます。

議長（田中雅章）

答弁は終わりました。

藤井議員、再質問はありませんか。

10番（藤井貴範）

ありません。

議長（田中雅章）

以上で、10番藤井貴範議員の議案質疑を終わります。

続いて、4番近藤美保子議員の発言を許します。

4 番（近藤美保子）

今回、広域連合長が6、副広域連合長等が4、職員が1という免責の乗数が出てきたのですが、この乗数についてはどのように考え、出されてきたかお尋ねします。

総務課長（田中嘉章）

御質問の乗数はどのように決めたかについてでございますが、地方自治法の改正を受け、同法施行令において、各自治体の条例で規定する際の参酌基準が定められており、当広域連合は当該参酌基準どおりの乗数を採用しております。

なお、この参酌基準の乗数は、会社法等の責任軽減制度の制度設計に倣ったものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

答弁は終わりました。

近藤議員、再質問はありませんか。

4 番（近藤美保子）

再質問は特にありません。

議長（田中雅章）

以上で、4番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 知多北部広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第10、議案第7号 令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第11、議案第8号 令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程されました議案第7号及び議案第8号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第7号 令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,031万4,000円を追加し、予算の総額を38億5,951万4,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の決算額確定に伴い、国負担分165万1,000円の追加交付を受けるものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金は、2款国庫支出金と同様に、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の県負担分82万6,000円の追加交付を受けるものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、特別会計の令和2年度決算に伴う負担金の精算により、不足となった低所得者保険料軽減分の財源とするため、基金を取り崩すもので30万8,000円を増額するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、同じく令和2年度決算に伴う負担金の精算により、特別会計から一般会計へ繰り入れるもので1億4,014万5,000円を増額補正するものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金は、一般会計の令和2年度決算に伴い、繰越額が確定したため、738万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

10、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、関係市町へ支払う介護保険事業特別会計精算返還金として1億3,983万7,000円を計上するもの、また低所得者保険料軽減繰出金278万5,000円を増額するものでございます。

2目財政調整基金費は、繰越金769万2,000円を増額補正し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、議案第8号 令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年度決算に伴う繰越金及び事業費精算等で、補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億1,824万3,000円を追加し、予算の総額を241億8,479万3,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と、

2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、令和3年度から重層的支援体制整備事業交付金が創設されたことに伴い、事業実施に係る交付金を受けるため補正するものでございます。

それぞれ158万1,000円、9,413万3,000円を減額することにより、2項8目重層的支援体制整備事業交付金9,571万4,000円を計上するものでございます。

よって、今回の補正による2款国庫支出金の総額に変更はございません。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、令和2年度の事業費の精算の結果、事業費に係る支払基金の交付額に不足が生じたため、887万9,000円を増額するものでございます。

4款県支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と、10、11ページにわたりますが、2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、国庫支出金と同様に、重層的支援体制整備事業交付金を受けるために補正するものでございます。

それぞれ79万1,000円、4,706万6,000円を減額することにより、2項3目重層的支援体制整備事業交付金4,785万7,000円を計上するものでございます。

なお、今回の補正による4款県支出金の総額に変更はございません。

6款繰入金、1項5目低所得者保険料軽減繰入金は、令和2年度事業費確定に伴い、278万5,000円を一般会計から過年度分として繰り入れるため計上するものでございます。

7款繰越金、1項1目繰越金は、令和2年度決算の確定に伴い、5億657万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和2年度保険給付費、地域支援事業及び保険料収入の確定に伴い、前年度繰越金に含まれる保険料等を基金に積み立てるもので、2億4,972万2,000円を増額するものでございます。

6款諸支出金、1項3目償還金は、保険給付費の確定に伴う国庫支出金等過年度分返還金で1億2,837万6,000円を計上するものでございます。

2項1目一般会計繰出金は、令和2年度の市町負担金の清算に伴い、一般会計繰出金として1億4,014万5,000円を計上するものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

議案第7号及び議案第8号につきましては以上でございます。

議長（田中雅章）

これより一括質疑に入ります。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番（近藤美保子）

議案第8号 令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につ

いての歳出12、13ページで、5款1項1目の介護給付費準備基金の積立てがされていますけれども、この時点で総額はどのようになるかお尋ねします。

事業課長（三ツ矢 誠）

歳出5款1項1目介護給付費準備基金積立金についてでございますが、令和3年5月末現在、20億237万9,549円の残高に、今回の補正額2億4,972万2,000円を加えた22億5,210万1,549円でございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

答弁は終わりました。

近藤議員、再質問はありませんか。

4番（近藤美保子）

再質問は特にありません。

議長（田中雅章）

以上で、4番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（田中雅章）

続きまして、日程第12、議員提出議案第1号 知多北部広域連合議会会議規則の一部改正

についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

16番（米村佳代子）

議長の御指名がございましたので、ただいま上程になりました日程第12、議員提出議案第1号 知多北部広域連合議会会議規則の一部改正についての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、欠席または遅刻に係る事由及び日数を明確化するとともに、請願者の記載事項等を変更するため改正するものでございます。

改正理由につきましては、3枚目の別添参考資料の新旧対照表をごらんください。

改正内容の1点目、欠席または遅刻に係る事由及び日数の明確化といたしまして、第3条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項に、産前6週、産後8週の期間を出産のため出席できない期間としてあらかじめ議長に届け出ることができる旨の規定を新たに加えるものでございます。

改正内容の2点目、請願書の記載事項等の変更等といたしまして、第90条第1項中、請願者の記名押印を要していたものを、署名または記名押印に改め、同条第2項に請願者が法人の場合の規定を新たに加えるものでございます。

附則は、施行期日で、この規則は公布の日から施行するものでございます。本案は、議会運営委員会の協議を経て、ここに御提案申し上げますので、よろしく御審議の上、議員各位の御賛同をいただけますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

議長（田中雅章）

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 知多北部広域連合議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（花田勝重）

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきまして、選任副広域連合長の選任についてをはじめ、令和2年度決算の認定、各条例案、令和3年度補正予算の議決をいただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

一般質問や議案審議で御指摘のありましたことにつきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護保険の広域的運営のメリットを生かし、よりよい運営を目指してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（田中雅章）

どうもありがとうございました。

これをもちまして、令和3年知多北部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（8月27日 午前11時41分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (1番) 田 中 雅 章

議 員 (7番) 森 山 守

議 員 (8番) 国 本 礼 子